

保育園の建て替えに関わる 意見交換会

令和元年8月

これまでの取組みと方向性 ～概要～

平成28年度～平成30年度

保育園舎の老朽化・未満児数の増加、また人口減少などに対応する保育園のあり方について「子ども・子育て会議」において検討を進める。



平成30年度における確認事項

- ◆吉田保育園・みつば保育園の建て替え
- ◆吉田河原保育園も含めて町内5園の保育園を4園にしていく

これまでの取組みと方向性 ～概要～

平成31年4月18日

吉田河原保育園から園舎の老朽化等に伴い、新園舎を吉田地域全体が包括できる場所に移転し、今以上の保育環境の充実を図りたい旨の意向が示される。

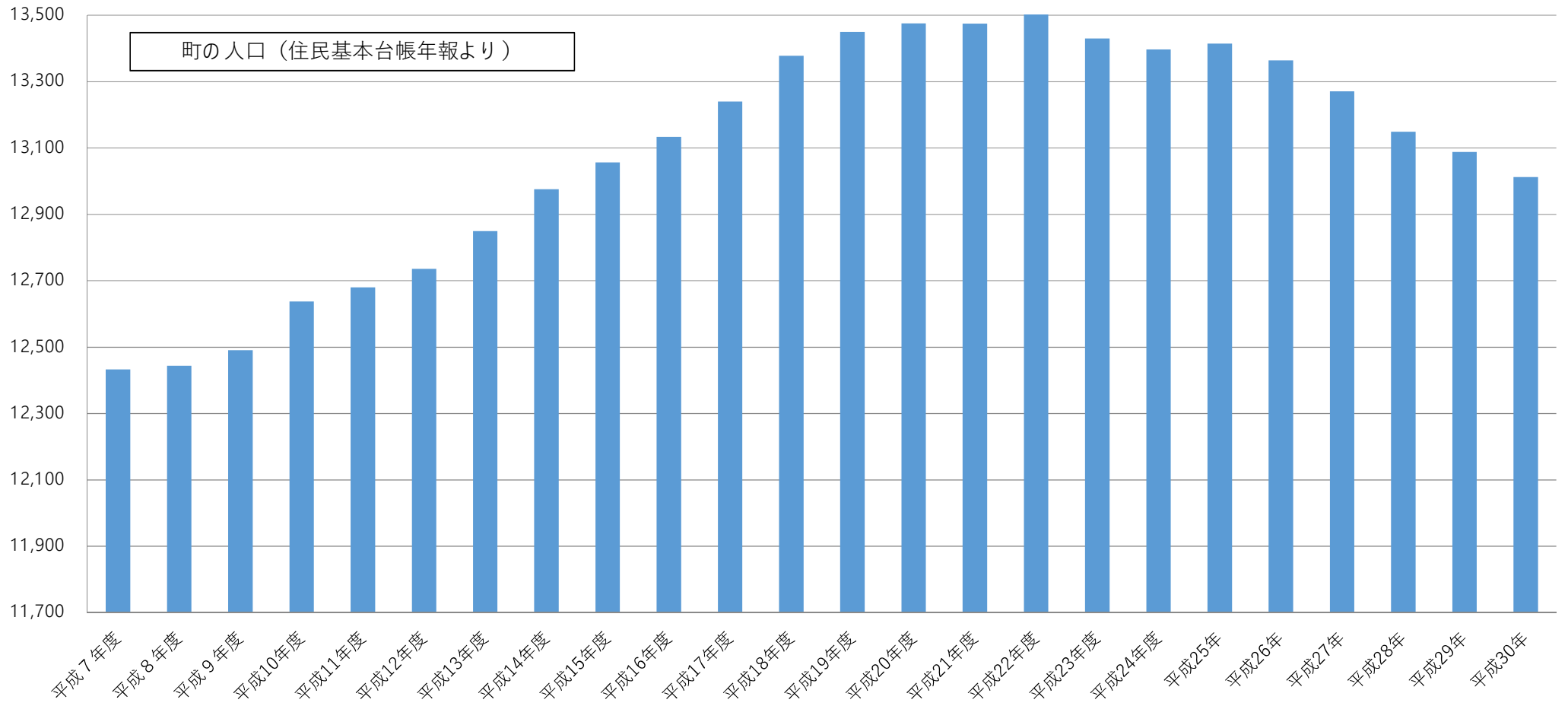


令和元年7月31日臨時議会にて（町長より）

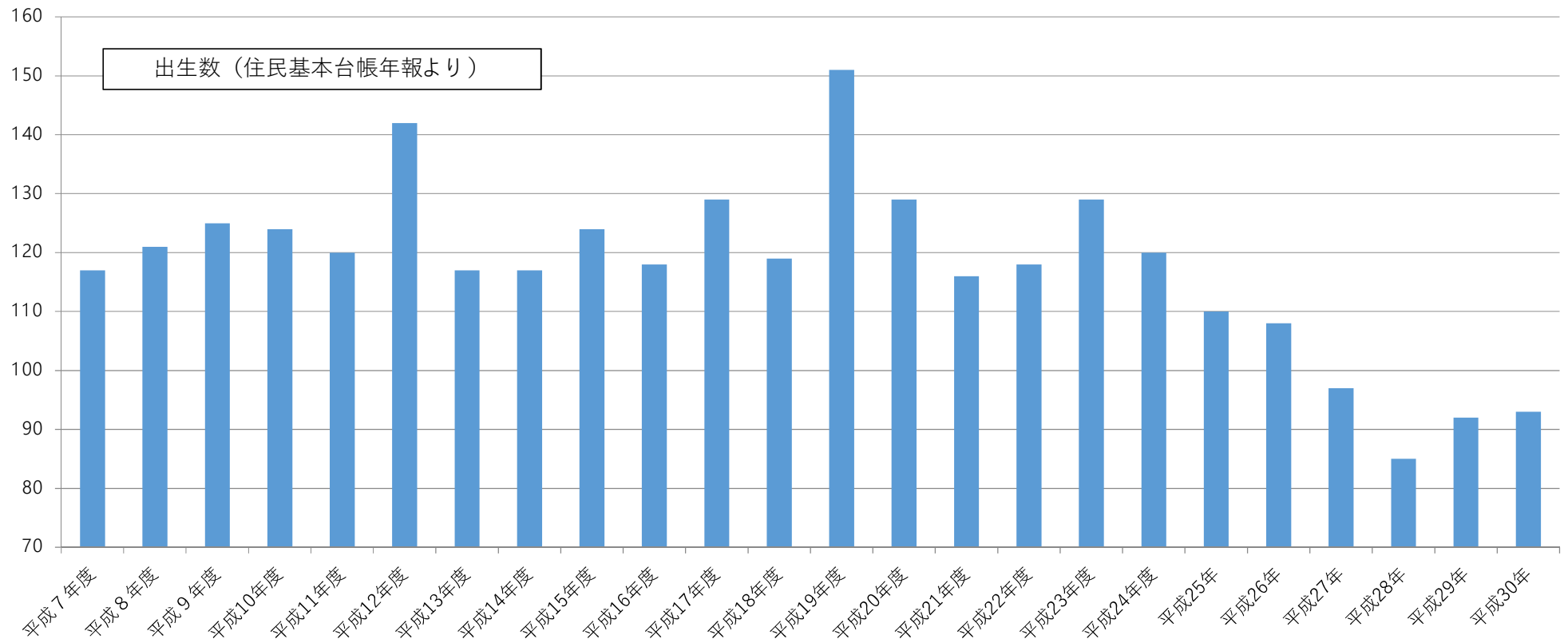
【方向性】

- ◆吉田河原保育園が吉田地域全体を包括した保育園を担う
- ◆みつば保育園は新園舎の建設

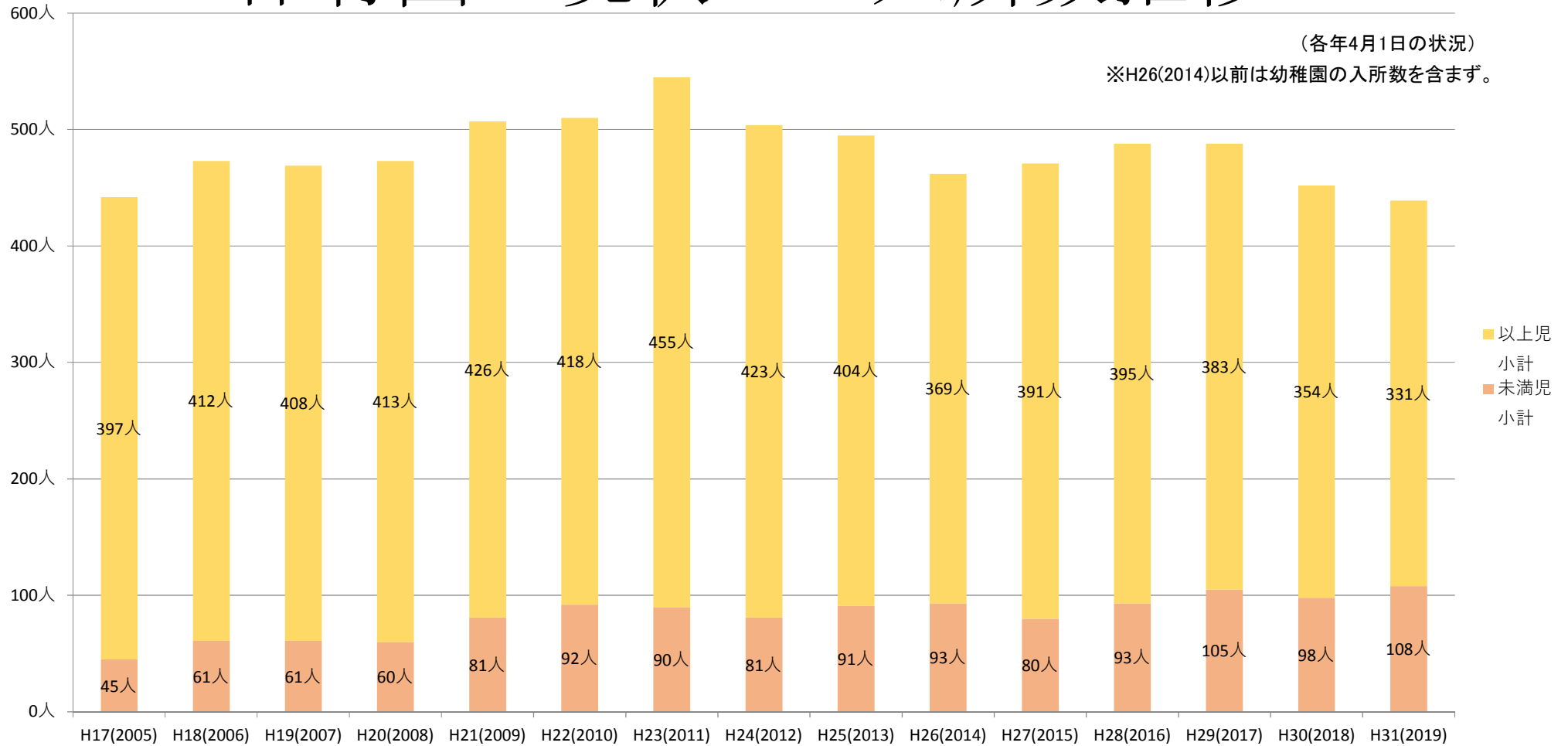
高森町の人口推移



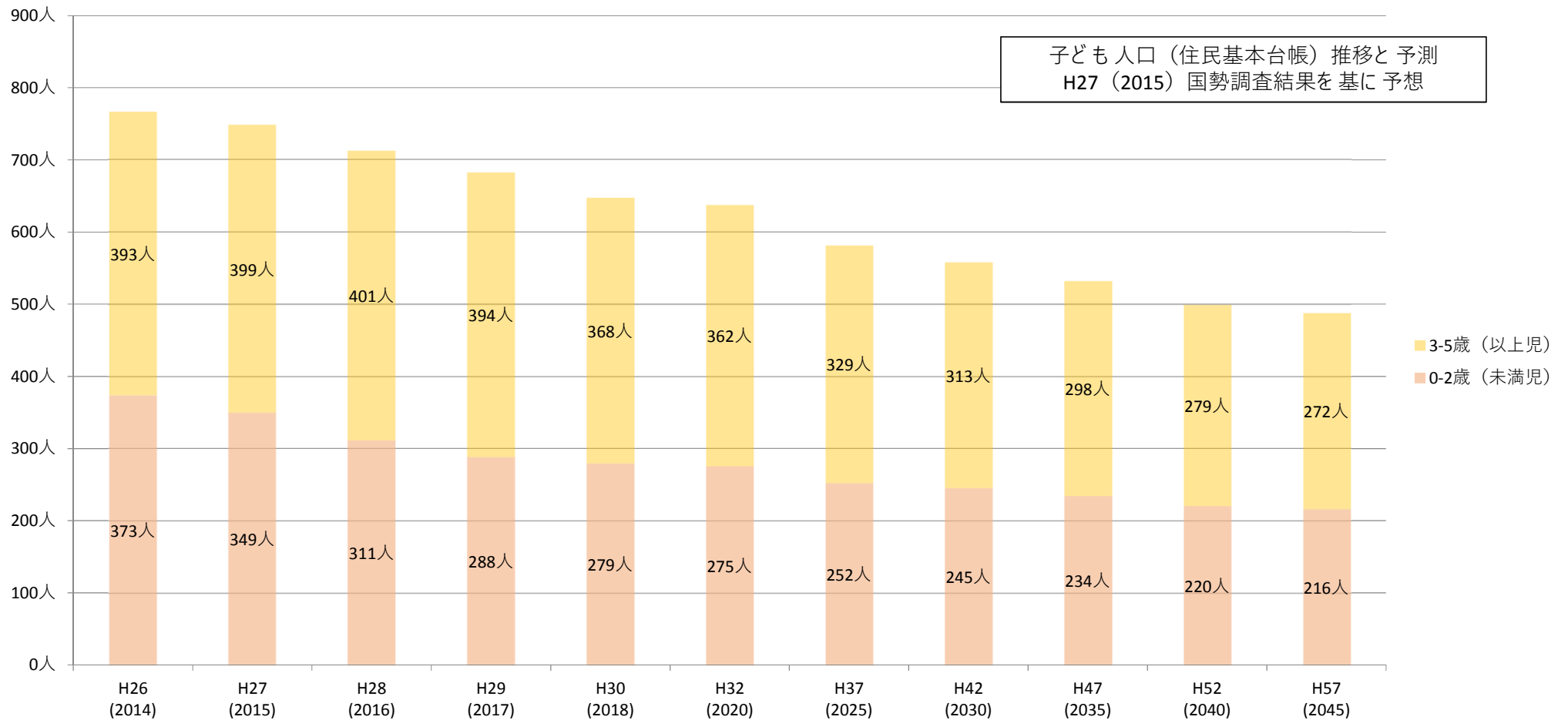
高森町の出生数推移



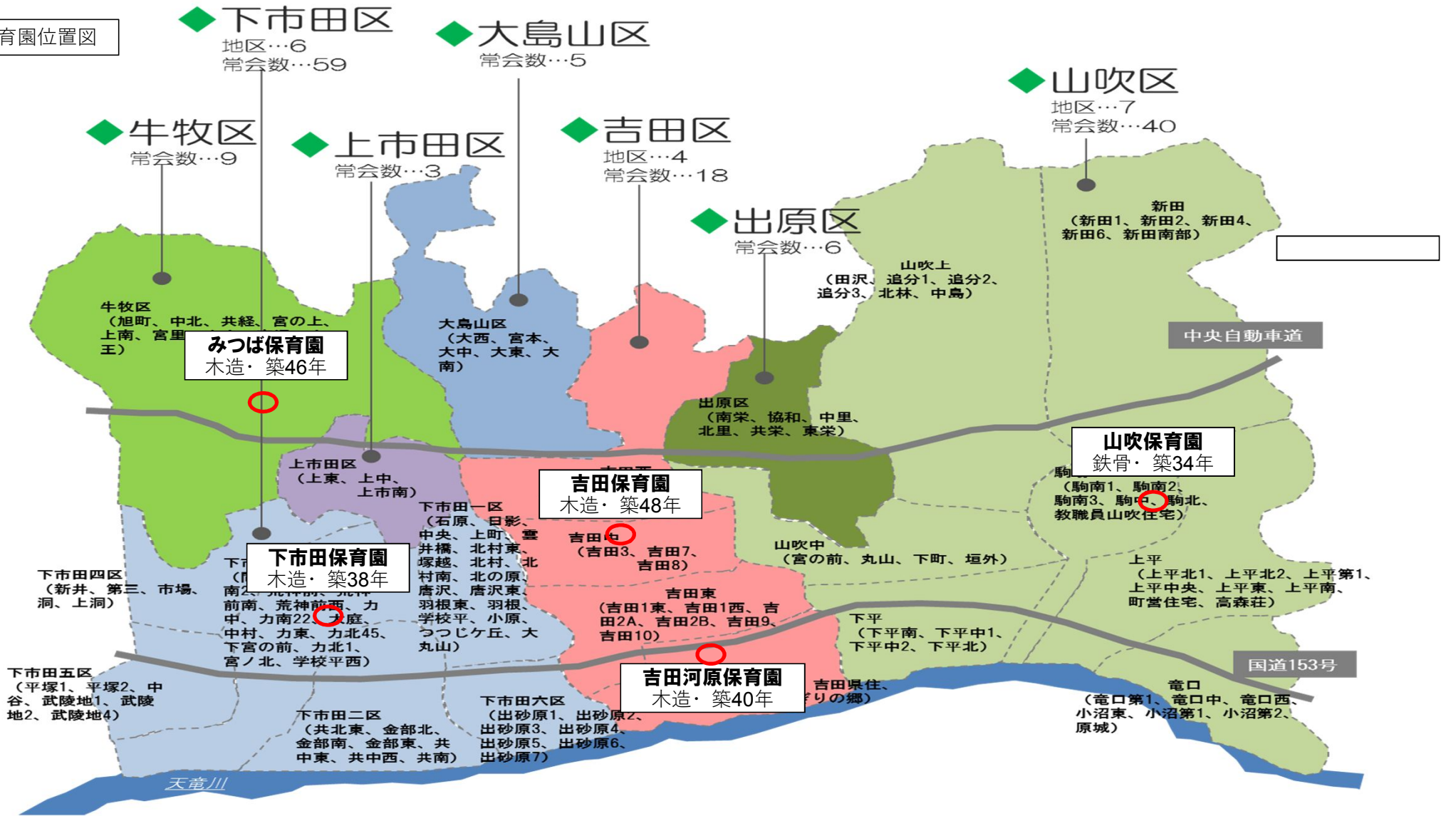
保育園の現状 ～入所数推移～



高森町の子ども人口推移と今後の予想



保育園位置図



公立と私立の違い

	公立	私立
保育士	公務員であり、異動がある。	異動はない。
保育士の配置 (※1)	厚生労働省令により定められており、公立・私立の別なく遵守を義務づけられる。	厚生労働省令により定められており、公立・私立の別なく遵守を義務づけられる。
保育内容	公立・私立ともに認可された保育所では「保育所保育指針」(厚生労働省)に基づき保育が行われている。	公立・私立ともに認可された保育所では「保育所保育指針」(厚生労働省)に基づき保育が行われている。
保育料	公立・私立ともに保育料(利用者負担)の算定方法と金額は同じ。	公立・私立ともに保育料(利用者負担)の算定方法と金額は同じ。
建設費	全額町負担。(国・県からの補助はない。一部、交付税措置あり。)	国・県からの補助あり(補助対象経費の1/2)。町負担は補助対象経費の1/4。残りは事業者負担。
運営費	町の財源により運営される。(国・県からの補助はない。)	公定価格(国の基準)に基づいて計算した委託費が町から支出される。それに対して国・県から町に補助がある。
保育認定と入所調整	公立・私立の別なく町が保育に欠ける状況等を勘案して決定する。	公立・私立の別なく町が保育に欠ける状況等を勘案して決定する。
保育サービス	早朝保育、乳児保育、延長保育、休日保育	早朝保育、乳児保育、延長保育、休日保育をはじめとしたサービスの向上や独自サービス(送迎、独自行事、独自教育等)が期待できる。

(※1) 0歳児3名に対して保育士1名、1・2歳児6名に対して保育士1名、3歳児20名に対して保育士1名、4歳以上児30名に対して保育士1名

※児童福祉法第24条第1項に保育に関する市町村の責任を明示しているが、保育そのものを自治体直営で行うかあるいは民間委託するかは市町村の判断によるものとされている。

今後の計画（予定）

年 度	内 容
令和元年度	<ul style="list-style-type: none">・意見交換会の実施（8月～9月）・新吉田河原保育園（仮称）の移転先の決定 （定員・面積等の検討）・新みつば保育園（仮称）の場所の選定/運営体制の検討・保護者説明会
令和2年度	<ul style="list-style-type: none">・新吉田河原保育園（仮称）設置の申請・新みつば保育園（仮称）の場所の選定/運営体制の検討・保護者説明会
令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・新吉田河原保育園（仮称）の建設・新みつば保育園（仮称）設置の申請

今後の計画（予定）

年 度	内 容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・新吉田河原保育園（仮称）の開園・新みつば保育園（仮称）の建設
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・新みつば保育園（仮称）の開園・下市田保育園の改修
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・山吹保育園の改修
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・吉田保育園、みつば保育園の取り壊し